自動車検査独立行政法人

# I 契約に係る規程類、体制の整備状況について

1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況

自動車検査独立行政法人が締結する売買、賃借等契約に関する取り扱いについて必要な事項を定めた「自動車検査独立行政法人契約事務実施細則」を規定している。

また、契約事務等の簡素化、電子化等を行い、管理業務の一層の効率化を図っている。

2. 契約事務に係る執行体制(内部審査体制、第3者による審査体制)の整備状況

監事及び監査法人による監査を行っている他、自動車検査独立行政法人内の契約審査委員会で、今後とも透明かつ公正な契約手続きの確保を図る。

3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況(進捗していない場合はその理由も付記)

業務実績報告書57ページにおいて記載済み。

### Ⅱ 個々の契約における監事等のチェックについて

1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況(チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等)

監事による書面監査を行っている。

2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況

監事による監査では、契約の締結及び執行の状況について、以下の報告を受けているところ。「契約については、年度計画に沿ってほぼ計画通りに執行されている。」

# 入札及び契約の適正な実施についての対応状況について(評価結果)

自動車検査独立行政法人

# I 契約に係る規程類、体制の整備状況について

1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程を定め、適切な内容であると評価。

2. 契約事務に係る執行体制(内部審査体制、第3者による審査体制)についての評価

入札・契約事務手続きについては、契約審査委員会で透明かつ公正な契約手続きの 確保を図っており、高く評価。

3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価

「随意契約見直し計画」の進捗状況については、同計画に沿って着実に実施されているものと評価。

### Ⅱ 個々の契約に係る評価

随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事等により適正なチェックが行われていると評価。

# Ⅱ.2.(2)②随意契約の見直し

#### (中期目標)

# ②随意契約の見直し

国における見直しの取り組み「公共調達の適正化について」(平成 18 年8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。)等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ること。

# (中期計画)

# ②随意契約の見直し

国における見直しの取り組み「公共調達の適正化について」(平成 18 年8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。)等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。

# (年度計画)

#### ②随意契約の見直し

国における見直しの取り組み「公共調達の適正化について」(平成 18 年8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。)等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。

#### (ア) 年度計画における目標設定の考え方

中期目標期間を通じて継続して取り組むべき目標であるため、中期計画と同様に年度計画を設定した。

### (イ) 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

「随意契約の限度額の引き下げ」等を主な改正内容とする契約事務細則の一部改正(平成19年4月1日施行)を行い、一般競争入札の範囲拡大を図った。

また、独立行政法人における随意契約の適正化の推進に係る国土交通省通 達を受け、平成20年2月に理事長通達を発出し、一般競争入札の導入・範囲拡 大等を通じた業務運営の一層の効率化について取り組んだ。

次年度以降については、一般競争入札の範囲拡大等を着実に実施していくこととしており、今後中期目標等の目標を着実に達成すると見込む。

#### (ウ) その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ① 平成19年度の契約状況
- 〇一般競争入札(96件、総額1.389.303千円、1件あたり平均落札率86.2%)
  - 〇指名競争入札(実施していない。)
  - ○随意契約(151件、総額2.445.358千円)

[随意契約とした理由]

- ・契約の性質又は目的が競争を許さないとき 131 件
- (例)国との土地賃貸借契約、光熱水料、システム等で導入時に契約した開発事業者 との保守契約 等
- ・緊急の必要により競争を付することが出来ないとき 11件
- (例)検査機器等、緊急に修繕等をしなければ業務に影響を及ぼすものであるとき
- ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないとき 9件 (例)検査機器の製造及び据付工事 等
- ○企画競争·公募(4件、総額33,500千円)
- 注:上記の契約状況には、予定価格が少額である場合は含まれていない。
- ② これまで随意契約だったものから競争入札に移行した事例
- ○随意契約の限度額の引き下げによるもの 46件
- (例)研修教材用貨物自動車購入